

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市 幕内南町 ○番 ○号
 飯寺北一丁目 ○番 ○号
 住吉町 ○番 ○号
 新町名 **街区符号** **住居番号**

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
幕内南町	965-0849
飯寺北	965-0848
住吉町	965-0855

※ 住吉町の郵便番号は、変わりません。

※ 飯寺北一丁目は、飯寺北の郵便番号をご使用ください。

※ 新しい郵便番号は、平成28年8月8日以降にご利用ください。

(3) 本籍の表示は新町名と地番で表示します。（実施区域内に本籍のある方）

会津若松市 幕内南町 ○○○番地○
 飯寺北一丁目 ○○○番地○
 住吉町 ○○○番地○
 新町名 **地番**

※ 枝番がつかない地番は「○○○番地」となります。

※ なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届出（転籍届）によって新しい住居表示の街区符号で表示することもできます。

例) 住居表示:幕内南町1番2号 → 本籍:幕内南町1番

(4) 不動産の表示は新町名と地番で表示します。

会津若松市 幕内南町 〇〇〇番〇

飯寺北一丁町 〇〇〇番〇

住吉町 〇〇〇番〇

新町名 **地番**

※枝番がつかない地番は「〇〇〇番」となります。